

	<p>(3) 市民への影響（検討の争点等）</p> <p>都市計画施設として決定された道路等の予定区域は、将来に行う事業を円滑に進めるため、区域内に建築できる建物に関する建築制限が設けられており、都市計画道路等の予定区域に建築物を建設しようとする場合、都市計画法53条に基づく許可が必要となりますが、都市計画の変更手続完了後、幅員を縮小した区域は、これまでの建築制限が解除されることとなります。</p> <p>また、今後の未整備区間の整備については、今回の都市計画の変更内容に沿って事業を進めることとなります。</p> <p>(4) その他（法令根拠、自治体の類似事例など）</p> <p>今回の縦覧は、都市計画法の規定に基づくものです。</p> <p><u>※都市計画の変更図書及び図面等については、都市建築課の窓口で縦覧してください。</u></p>
<p>その他 必要事項</p>	<p>(1) 縦覧後の今後のスケジュール 平成29年3月下旬 都市計画審議会</p>

<input type="checkbox"/> 広報紙 3 月号への掲載（発行日 3 月 1 日）
<input type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 3 月 1 日）